

令和3年度事業計画

(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)

各自治体では、近年、頻発化・激甚化・広域化する自然災害の発生状況を踏まえ、治水・防災部局とまちづくり部局とが連携して、まちづくりに活用できる災害に関するハザード情報の提供や災害リスクを踏まえた土地利用、災害リスクに対応した防災・減災対策など、防災を明確に意識したまちづくりの検討をしています。

当協会でも、頻発・激甚化する自然災害、ライフスタイルの変化などを踏まえ、公益財団法人として定款に定める「都市計画に基づく事業の促進と向上発展に努め、良質な市街地の形成を図り、もって公共の福祉に寄与する」ことを目的として、次の事業を実施します。

1 都市計画に関する調査・研究事業

県及び市町村、土地区画整理組合等が行う都市計画に基づく事業を支援するため都市計画に関する調査及び研究、情報提供等を行うとともに、県土復興まちづくりの新たな展開支援のため次の事業を行う。

(1) まちづくり構想の展開と実現に向けた総合支援

市町村の都市計画及び防災を明確に意識したまちづくりの推進を図るため、覚書や協定を締結し必要な情報交換、関係機関との協議その他の協力を継続的に行うよう努める。

また、地方協会において福島県と類似する活動を行っている岐阜県、鹿児島県と連携を図り、都市計画や防災・減災、まちづくりや地域づくりに必要な情報提供の活動を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業研究会等への参加、情報収集

(公社)街づくり区画整理協会一部会(地方協会による組織)、各種セミナーなどを通じて、土地区画整理や防災・まちづくりに関する最新の動向を把握するとともに、各地域の最新情報を収集し、会員への情報提供に努める。

(3) 専門図書の提供・貸出

協会が保有している土地区画整理事業や都市計画・まちづくりに関する専門図書の最新版への更新を図るとともにデータベース化をすすめる。

また、会員市町村への専門図書(最新版)の提供を積極的に行う。

(4) 月刊誌「区画整理」の無償配布

土地区画整理事業等に関する記事を掲載している月刊誌「区画整理」を購入し、会員市町村等に無償配布する。

(5) まちづくり等に関する情報の提供

協会だより、ホームページ等によりまちづくり等に関する情報の提供を行う。
また、ホームページ等を活用し、土地区画整理事業の仕組みや県内の土地区画整理事業地区の情報だけでなく、新着情報についても積極的に掲載する。

2 土地区画整理事業等に関する業務の受託及び支援事業

土地区画整理等の専門的な技術者の不足する市町村や組合等が施行する土地区画整理事業等を円滑に推進するため、土地区画整理事業等（まちづくりを含む）に関する各種業務の受託・発注者支援、無償で対応する相談業務を積極的に行う。また、土地区画整理組合への運営資金の無利子貸付事業については引き続き対応可能な体制準備を整える。

(1) 土地区画整理事業の受託支援

市町村並びに土地区画整理組合が実施している土地区画整理事業等を受託し、基礎調査、事業計画、換地計画、出来形確認測量、換地処分、土地区画整理登記といった各種業務にきめ細やかに対応する。

(2) 都市再生・まちづくりの支援

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業を実施する市町村への支援と受託を実施していく。

(3) 防災・減災まちづくりの支援

頻発・激甚化する自然災害、ライフスタイルの変化などに対応し、持続可能で多様性のある魅力的な社会の実現に向けた取組を推進する市町村への支援と受託を実施していく。

(4) 相談・調査業務

土地区画整理事業等（まちづくりを含む）に関して寄せられる技術的な相談に対して、専門的な知識を有する職員を、県内市町村等に派遣し、技術的な助言を行うとともに、協会顧問弁護士による的確な指導により迅速な解決を図る。

(5) 土地区画整理組合への無利子貸付

当面の運営資金が厳しくなっている土地区画整理組合に対し、無利子で貸付が行えるよう対応可能な体制準備を整える。

(6) 地域づくりやまちづくり推進団体等に対する活動費支援

地域づくりやまちづくりを進めるNPO団体等に対する支援を行う。

(7) 市町村等に対するまちづくり支援

都市計画やまちづくり制度・方策により良好なまちづくりの実現を目指す市町村からの要請に基づいて、当協会が支援を必要と認めた地区において、協会負担による予備調査を含めたプランニングを行い「多様性のあるまちづくり」を支援する。

3 土地区画整理事業等の普及・啓発事業

土地区画整理事業や都市計画に対する理解を深め、まちづくり事業が円滑に促進されるよう、福島県民に対する普及、啓発を図るため、次の事業を行う。

(1) 区画整理事業等への貢献者の表彰

土地区画整理事業等に著しい貢献のあった市町村職員や土地区画整理組合の職員等について協会理事長賞の表彰を行う。

(2) イベント等の開催

まちづくり参画の第一歩を踏み出すためのきっかけづくりとして、福島県民が参加できるようなイベント等の開催を実施する。また、令和3年5月に創立60年を迎えた周年行事の実施検討も行うこととする。

(3) まちづくり意識の普及・啓発

ノベルティ（カレンダー・オリジナル手帳等）を作成・配付し、ふくしまのまちづくりをPR用するとともに機運を高める。

4 土地区画整理事業等に係る技術者の養成事業

市町村が、土地区画整理事業等を円滑に実施できるよう市町村の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、土地区画整理セミナー等への参加者負担金を助成することにより市町村担当職員を養成するため、次の事業を行う。

(1) 研修会等の開催

関係市町村の区画整理担当職員を対象とした「研修会」等を開催する。

(2) セミナー等への参加費助成

土地区画整理事業等に関する知識、技術の向上を図るため、公益社団法人街づくり区画整理協会等が主催する土地区画整理セミナーなどへの関係市町村職員の参加に対して経費の助成を行う。